

定 款

アスカ株式会社

(2025 年 2 月 26 日改正)

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、アスカ株式会社と称し、英文ではASKA CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 産業用ロボット並びにその周辺機器及び自動化制御装置の製造、販売及び保守点検
- (2) 電子回路、各種機械装置の制御盤、操作盤の製造、販売及び保守点検
- (3) コンピュータソフトウェアの開発並びに周辺機器の製造、販売及び保守点検
- (4) 通信機器の開発及び販売
- (5) 受配電盤の製造、販売及び保守点検
- (6) プレス板金加工並びに販売
- (7) プレス金型、治具等の製造及び販売
- (8) 合成樹脂の成形、加工及び販売
- (9) 建築金物の製造、販売及び据付加工
- (10) 金網の加工及び販売
- (11) 塗装業
- (12) 倉庫業
- (13) 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業
- (14) 労働者派遣事業法に基づく特定労働者派遣事業
- (15) 太陽光発電による電力の売却
- (16) 上記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を愛知県刈谷市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、20,000,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利制限)

第7条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規程)

第9条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第10条 当会社は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 定時株主総会は、毎年2月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当社は、取締役会を置く。

(取締役会の員数)

第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、18名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役（以下、監査等委員という。）は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関

する定時株主総会の終結までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、

法令の定める最低責任限度額又は当該契約で定める額とのいずれか高い額とする。

(相談役)

第30条 取締役会は、その決議をもって相談役若干名を選任することができる。相談役は、当会社の業務に関し、取締役社長の諮問に応じるものとする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第31条 当社は、監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。

(監査等委員会の招集手続)

第33条 監査当委員会は、各監査等委員が招集する。

2 監査等委員会を招集するには、監査等委員会の日の3日前までに 各監査等委員に対してその通知を発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

3 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第37条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第42条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年11月30日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年5月31日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の配当金には利息をつけない。

以 上